

# 分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会  
No.154 2016. 7. 13  
発行責任者 松本 幸一  
編集責任者 教 宣 部

**えっ？いつの話？！**

**こんなことでも時系列等報告書を書かせるのか？**

7月6日、大阪仕業検査車両所で、ある社員が出勤点呼終了後に、通常業務を外され管理者から時系列等報告書を書くように指示されました。

内容は「3月7日、G25編成、3号車、No.3Dコックの不良の調査・修繕についてどのようにしたのかを時系列等報告書に書きなさい」という指示でした。

この社員が理由を聞くと「最近、同じ箇所、同様の事象が発生した」とだけ答えて、具体的な日時や発見場所、どんな様子だったのか明らかにされませんでした。

この社員は

「3月7日、調査・修繕について写真も添付した正確に具体的な車両故障報告書も上げているのに？」

「この4か月間、仕業検査や交番検査も何回も行っているのに？」

「毎日、清掃等でDコックを扱っていても、この間、故障等が出ていないのに？」

と管理者に疑問を投げかけても全く答えてもらえませんでした。

仕方なく、この社員は車両故障報告書に沿って同じように時系列等報告書を書きました。

また、この社員が管理者に「問題があるのか」と聞いても「調査・修繕には全く問題ない」ということでした。

**会社は車両故障報告書を上げていようが、4か月の間に、いろんな箇所で検査しようが、時系列等報告書を書かせるということです。  
どんな些細な事象であっても書かせるということです。**

**それなのにボーナスカット事由の非違行為とされる事象について一切、時系列等報告書は書かせていません。**

**この矛盾はどうして出来たのでしょうか？**

**実際はなかったのではないのでしょうか！！明らかにしてください！！**